

女性相談支援センターの 業務概要について



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

【配偶者からの暴力】

配偶者等(事実婚、同居の交際相手を含む。いずれも「元」を含む。)からの身体に対する暴力、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。

【DV(ドメスティック・バイオレンス)】

明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力」という意味で使用されることが多い。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は「DV防止法」と略称される。

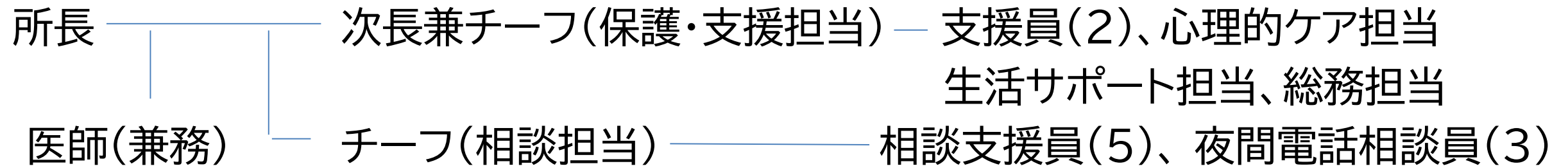
【DVは身体的暴力だけではない】

(例示) なぐる、ける、物を投げつける、大声でどなる、人前でばかにする・ののしる、長時間無視し続ける
生活費を渡さない、交友関係を制限する 勝手に電話やメールをチェックする
性的行為を強要する、避妊に協力しない

センターの概要

■所在地 高知市百石町二丁目34-8(平成20年4月移転)

■組織(17名)



■センターの法的位置づけ

【R6.3.31まで】

- (1) 売春防止法に基づく「婦人相談所」
- (2) 配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)に基づく「配偶者暴力相談支援センター」
- (3) 人身取引対策行動計画に基づく「支援(保護)機関」
- (4) ストーカー行為等の規制に関する法律に基づく「支援(保護)機関」

【女性支援新法施行後(R6.4.1から)】

- (1) **女性支援新法**に基づく「**女性相談支援センター**」
- (2) 配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)に基づく「配偶者暴力相談支援センター」
- (3) 人身取引対策行動計画に基づく「支援(保護)機関」
- (4) ストーカー行為等の規制に関する法律に基づく「支援(保護)機関」

支援の対象

(1) 困難な問題を抱える女性

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)【法第2条】

女性であることにより直面する困難

※性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にある

※予期せぬ妊娠等の女性特有の問題がある

※不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがある

法が定義する状況に当てはまる女性であれば、**年齢、障害の有無、国籍等を問わず**、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象であった者を含め、必要に応じ支援の対象

(2) 配偶者等から暴力を受けた者(事実婚を含む)

支援の概要

【支援の理念】

- ・ 人としての(侵害された)尊厳や人権(権利)の回復や尊重、安心安全の確保に努める
- ・ あくまでも相談者の意思を尊重し、相談者に寄り添い一緒に考えていく
- ・ 相談者が自己決定するための的確な情報や選択肢など具体的な支援を提供する

1 相談

- ・ 傾聴、助言、情報提供、適切な機関の紹介(法テラス、ソーレ、福祉事務所等)
 - ・ 来所相談・・・平日 9:00 ~ 17:15(予約)
 - ・ 電話相談・・・平日 9:00 ~ 22:00
 - ・ 土日祝日 9:00 ~ 20:00
 - ・ 出張相談・・・随時
 - ・ 法律相談・・・毎月第二水曜日(予約)
 - ・ DV講座 等
- } 年末年始を除く

2 一時保護所(場所非公表)における保護(2週間以内目途)

- ・ 暴力からの緊急避難、帰住先のない女性
- ・ 衣食住を無償提供
- ・ 入所ルールへの同意、本人の入所意思

3 女性自立支援施設(場所非公表)における支援(3か月以内目途)

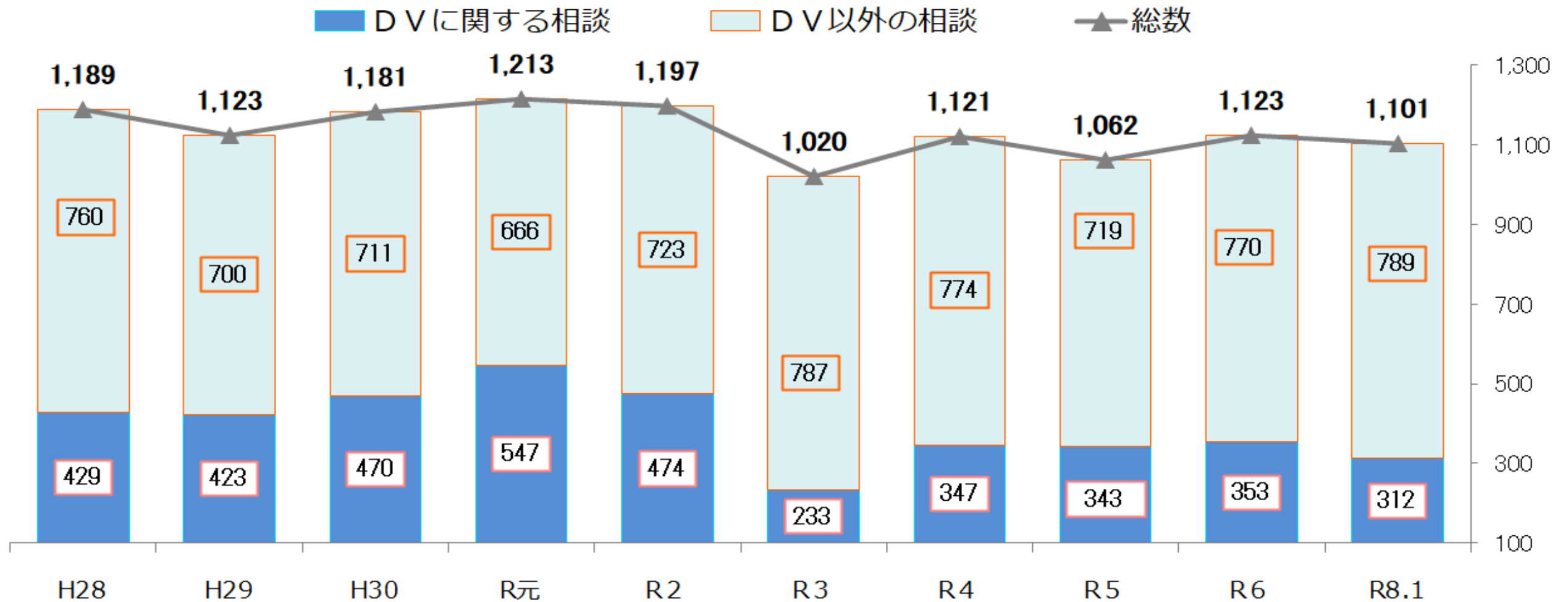
- ・ 一時保護所退所後等の就労意欲のある女性
- ・ 衣食住を無償提供 ・ 自立に向けた経済的、心理的支援

○支援の内容

- ・ 保護命令申立て支援
(裁判所：接近禁止命令、住居退去命令 等)
 - ・ 支援措置(住民票や戸籍の附票最新住所地閲覧禁止)
 - ・ その他手続き支援
生活保護、福祉施設入所、年金、健康保険、児童手当、児童福祉手当
 - 【原則、一時保護の場合は】
 - ・ 新たな住居、就職先探し
- 等



相談件数の推移(月別実人員の合計)



・令和8年1月末現在の相談件数は1,101件。(前年度同比:117.6%)

・DV関係の相談件数は312件(前年度同比:105.1%)

・R4以降増加傾向にある。

【R7年度(R8.1現在)の主訴別件数(詳細は 8ページ参照)】

・DV(312件)が最多で全体の28.3%、病気・精神等医療関係(146件)13.3%。
離婚問題(113件)10.3%

・暴力に関する相談は、子ども、交際相手、親族等からの暴力を含むと401件、36.4%。

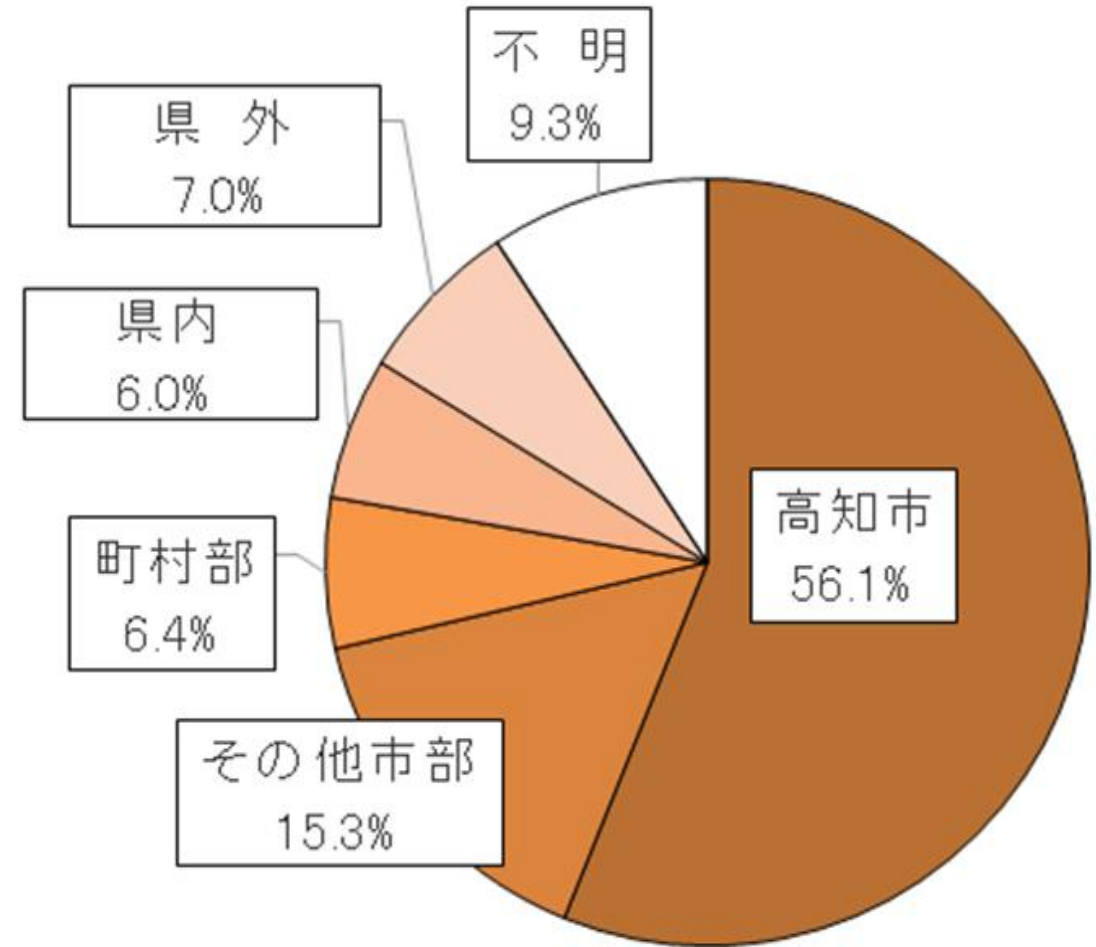
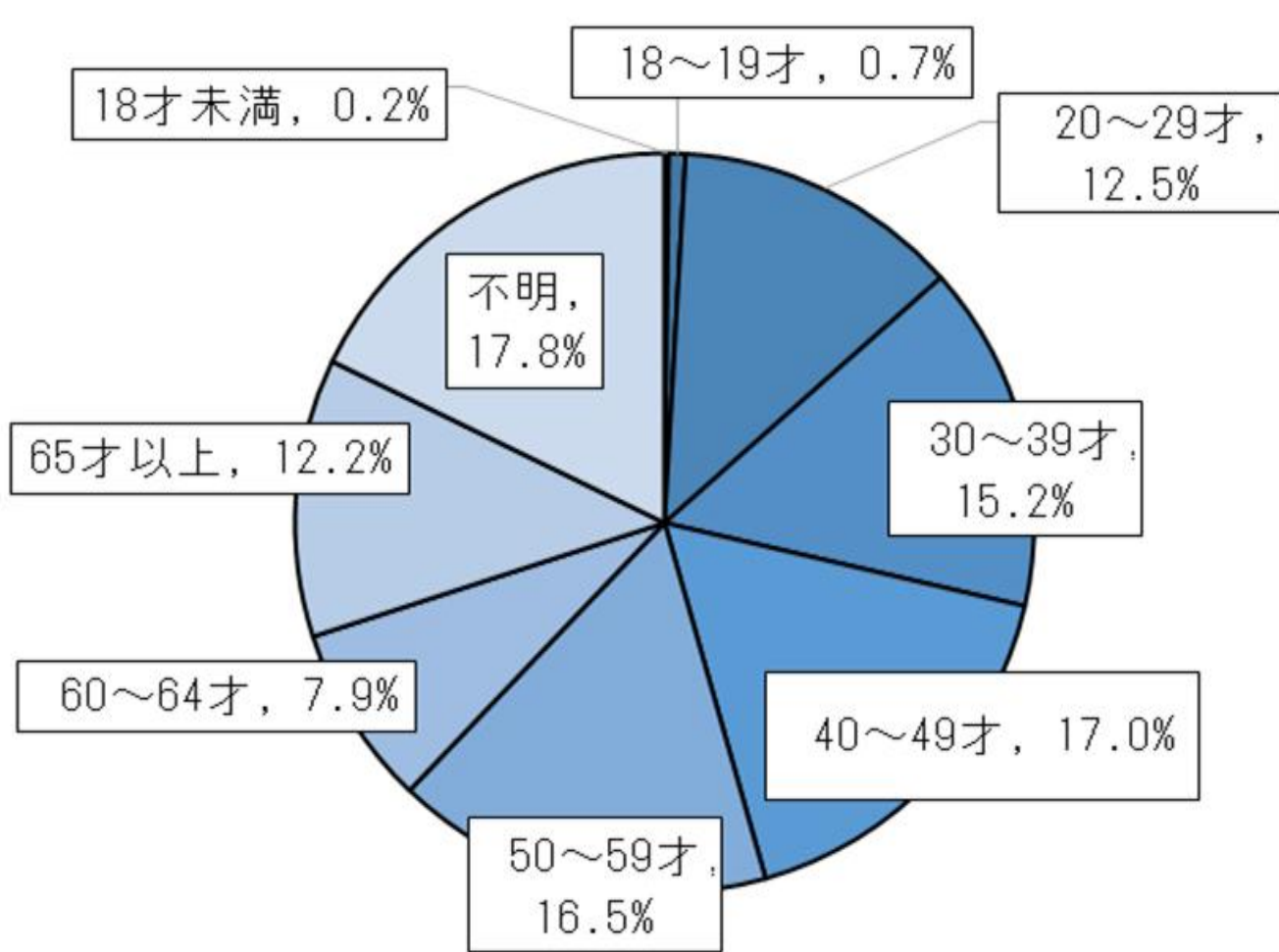
※ DVは潜在化する傾向がある。

→ DV経験者の5割弱がどこにも相談していない(R6県調査)。

→ 全国のDV相談件数はR2をピークに高水準で推移(内閣府男女共同参画局調べ)。

年齢別

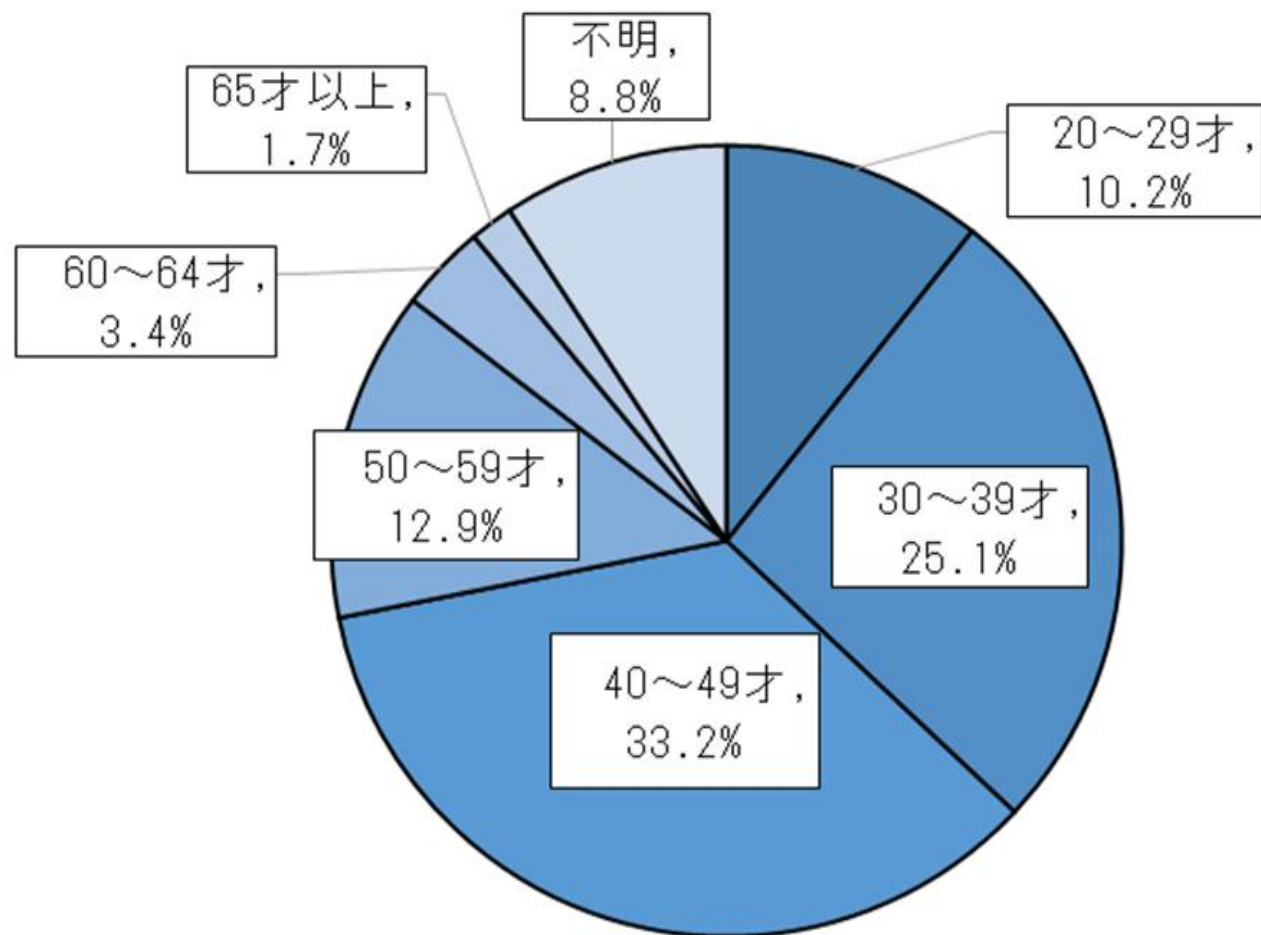
地域別



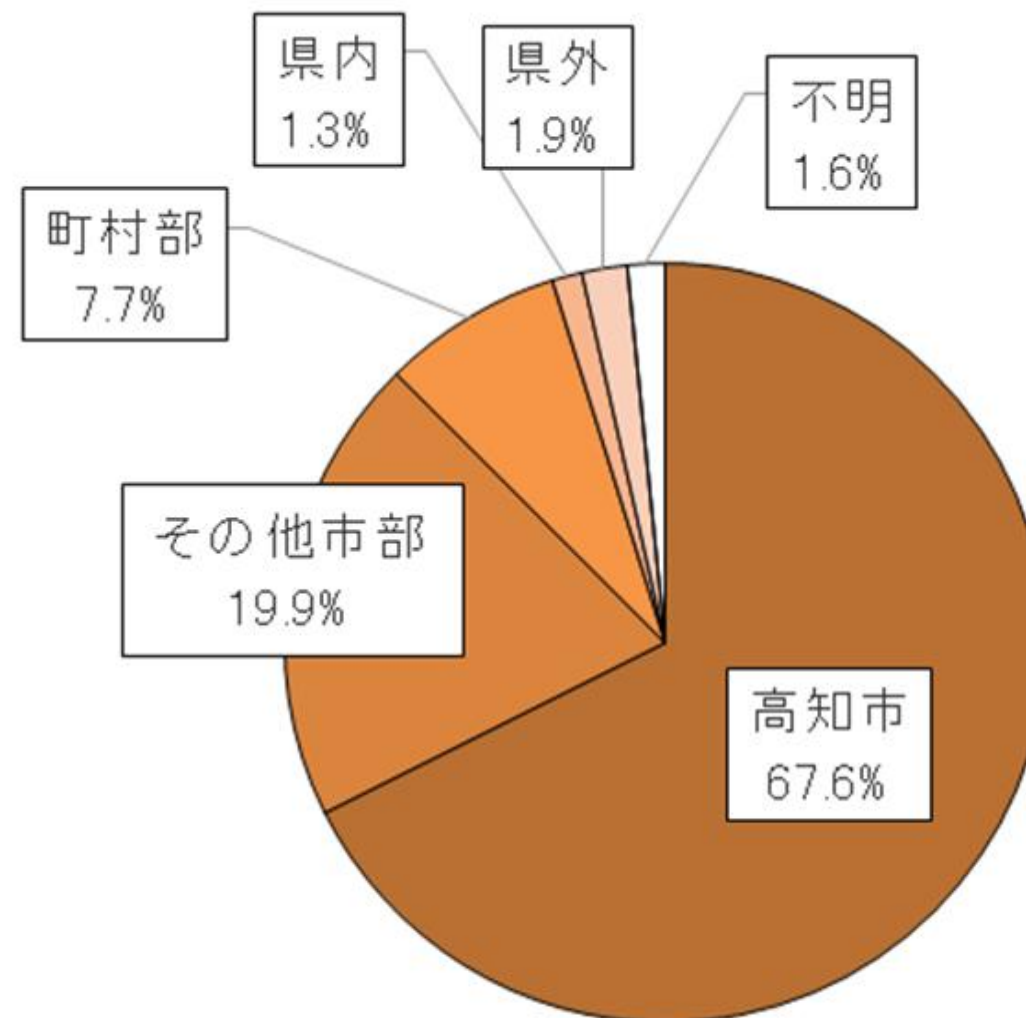
【相談の傾向】

- ・相談者の年齢は40歳代が最も多く、50歳台、30歳台、65歳以上の順。無回答も多い。
- ・居住地別では、高知市とその他の市で7割以上を占める。

年齢別



地域別

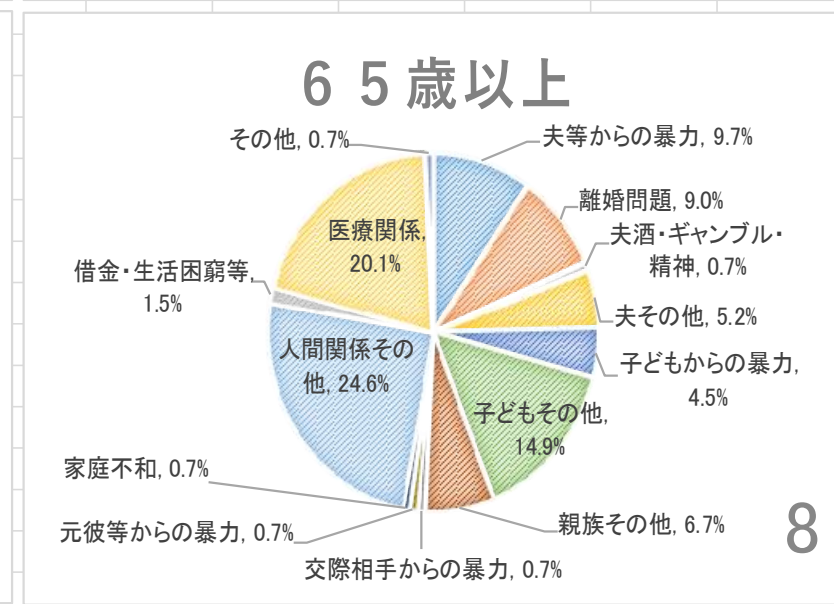
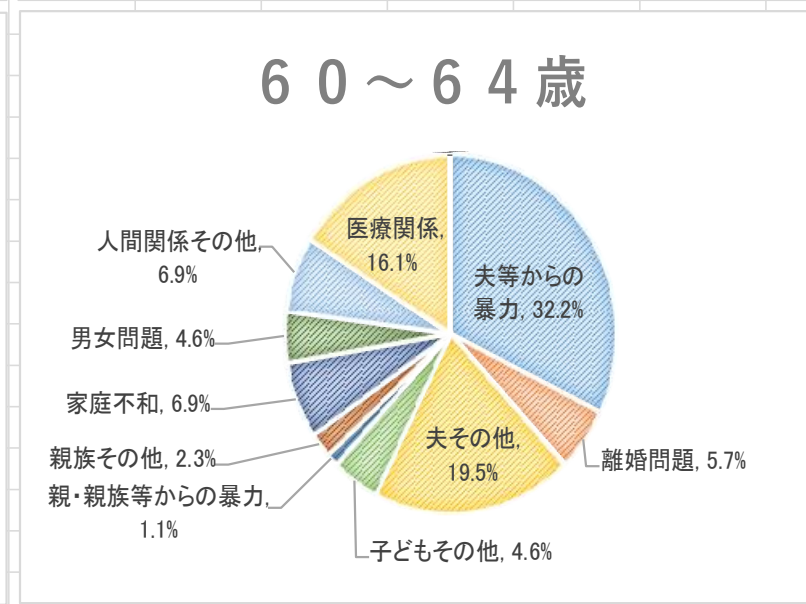
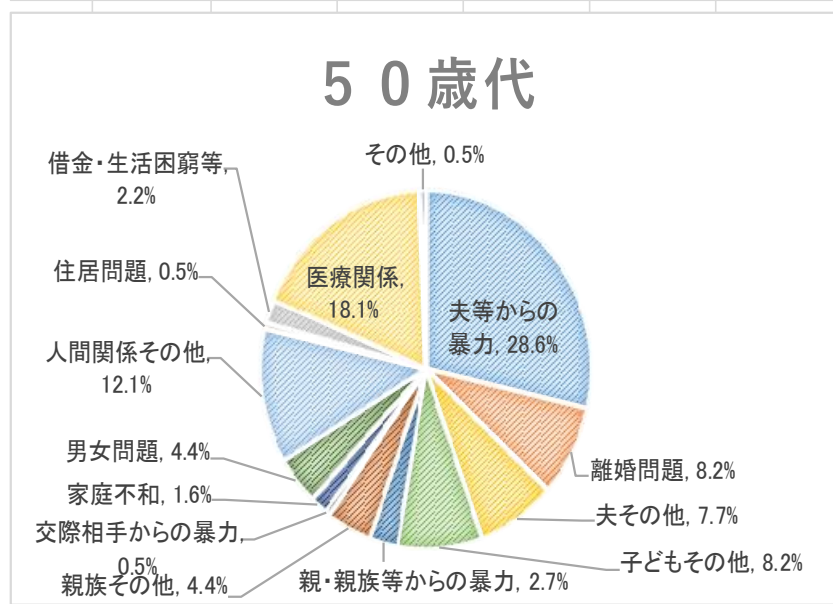
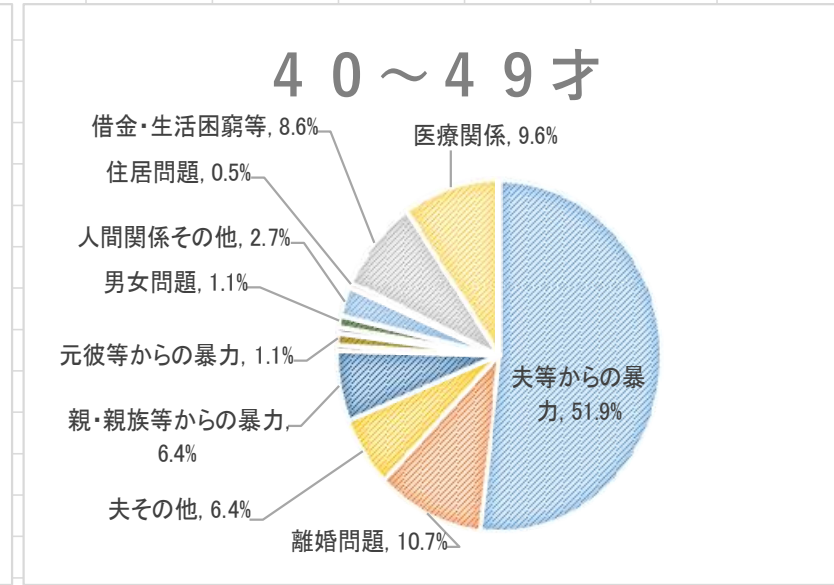
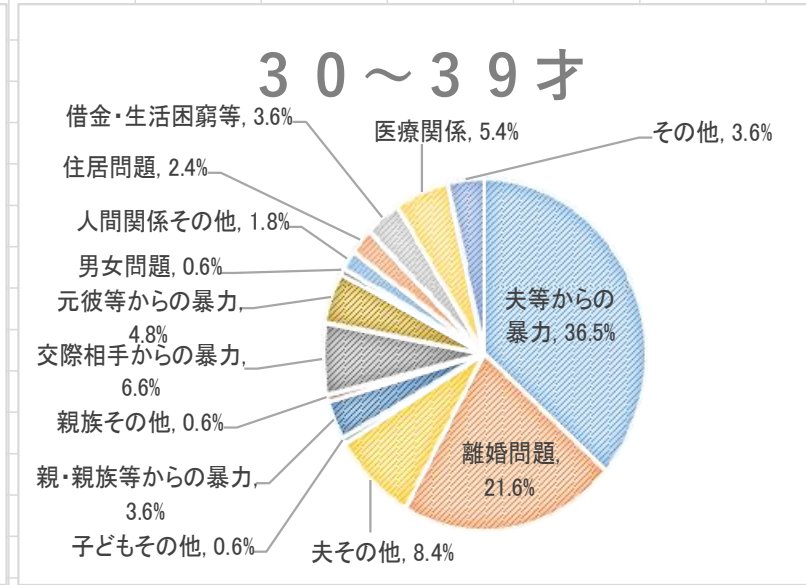
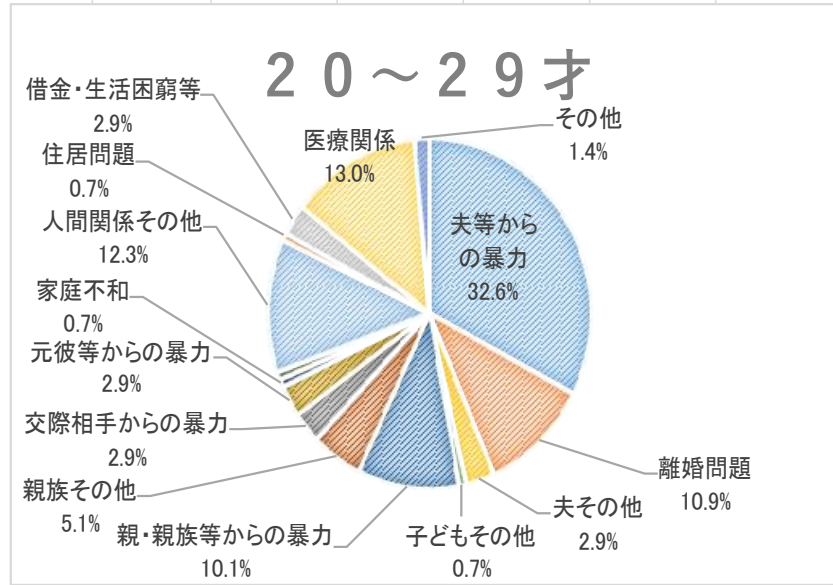


【DV相談の傾向】

- ・DV被害者の年齢は30歳台と40歳台で全体の半数以上を占め、20歳台、50歳台も1割を超えている。
- ・20歳未満の相談は0件（直近R2:3件）。
- ・居住地別では高知市が3分の2を占める。

主訴別・年齢別相談件数【R7年度(R8.1現在)】 3/3

年 齢	夫（妻）等				子ども		親・親族		単位：人										総 計	うち暴力に関する相談
	夫等からの暴力	離婚問題	夫の酒・ギャンブル・精神	夫その他	子どもからの暴力	子どもその他	親・親族等からの暴力	親族その他	交際相手からの暴力	元彼等からの暴力	家庭不和	男女問題	人間関係その他	住居問題	借金・生活困窮等	医療関係	その他			
18才未満							1									1		2	1	
18～19才							4				1	1			1	1		8	5	
20～29才	45	15		4		1	14	7	4	4	1	1	17	1	4	18	2	138	67	
30～39才	61	36		14		1	6	1	11	8		1	3	4	6	9	6	167	86	
40～49才	97	20		12			12	1		2	1	2	5	1	16	18		187	111	
50～59才	52	15		14		15	5	8	1		3	8	22	1	4	33	1	182	58	
60～64才	28	5		17		4	1	2			6	4	6			14		87	29	
65才以上	13	12	1	7	6	20		9	1	1			33		2	27	1	134	21	
不 明	16	10	2	29	1	32		17	2	4	2	11	33	1	7	25	4	196	23	
総 数	件 数	312	113	3	97	7	73	43	45	19	20	15	27	119	8	40	146	14	1,101	401
	構成比	28.3%	10.3%	0.3%	8.8%	0.6%	6.6%	3.9%	4.1%	1.7%	1.8%	1.4%	2.5%	10.8%	0.7%	3.6%	13.3%	1.3%	100.0%	36.4%



一時保護の流れ(例)

(高知県女性相談支援センター)

暴力

一時保護の52%は
警察署経由(R6)



身体への暴力／生命・
身体への脅迫があり、
更なる危害のおそれ



警察
(保護)

加害者から逃げたい
(安全確保)

本人の意思



実家・友人宅など

24時間
対応

本人の同意
が必要

一時保護

状況に関係なく、
本人が退所を希望
すれば退所となる

保護命令申し立て等(支援)

保護命令発令

裁判所

退所

一時保護の要件

- 一時保護件数のうち、52%は警察署経由、76%が夫等からのDVによる入所(R6)
- 警察署に駆け込むケースは緊急度が高い

一時保護の要件

- ① 性暴力や性的虐待、性的搾取等による性的な被害を防ぐために、支援対象者を緊急に保護することが必要と認められる場合
- ② DV防止法に規定する配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる場合
- ③ ②以外で、同居する者等からの暴力から保護することが必要と認められる場合
- ④ ストーカー規制法に規定するつきまとい等又は位置情報無承諾取得等から保護することが必要と認められる場合
- ⑤ 出入国管理法に規定する人身取引等により他人の支配下に置かれていた者として保護することが必要と認められる場合
- ⑥ 支援対象者が定まった住居を有さず、又は心理的虐待など何らかの理由で帰宅することで心身に有害な影響を与えるおそれがあると認められ、保護することが必要と認められる場合
- ⑦ 支援対象者について、その心身の健康の確保及び関係機関による回復に向けた支援につなぐために保護することが必要と認められる場合
- ⑧ その他、一時保護を行わなければ支援対象者の生命又は心身の安全が確保されないおそれがあると認められる場合

一時保護のルール等

1 一時保護決定に際しての確認事項

- ・ 他に安全な行き先はないか(実家、親戚、友人知人宅 等)
他の機関での保護はできないか(高齢者福祉施設等)
- ・ 同伴者はいるか(小学校高学年以上の男児がいる場合、他機関での一時保護委託調整)
- ・ **当事者の同意はあるか(入所生活のルールを確認のうえでの本人の同意が必要)**

2 入所生活のルール

- ・ **外出、外部との連絡の制限**(携帯電話、貴重品等は預かる)
- ・ **仕事、学校等へは行けない**(小中学生には所内で就学支援あり)
- ・ 保護施設の規則に従った生活(起床・就寝・食事・入浴 等)
- ・ 共同生活(風呂、食堂、トイレ、洗濯)
- ・ 部屋は個室、食事、衣服も無償提供



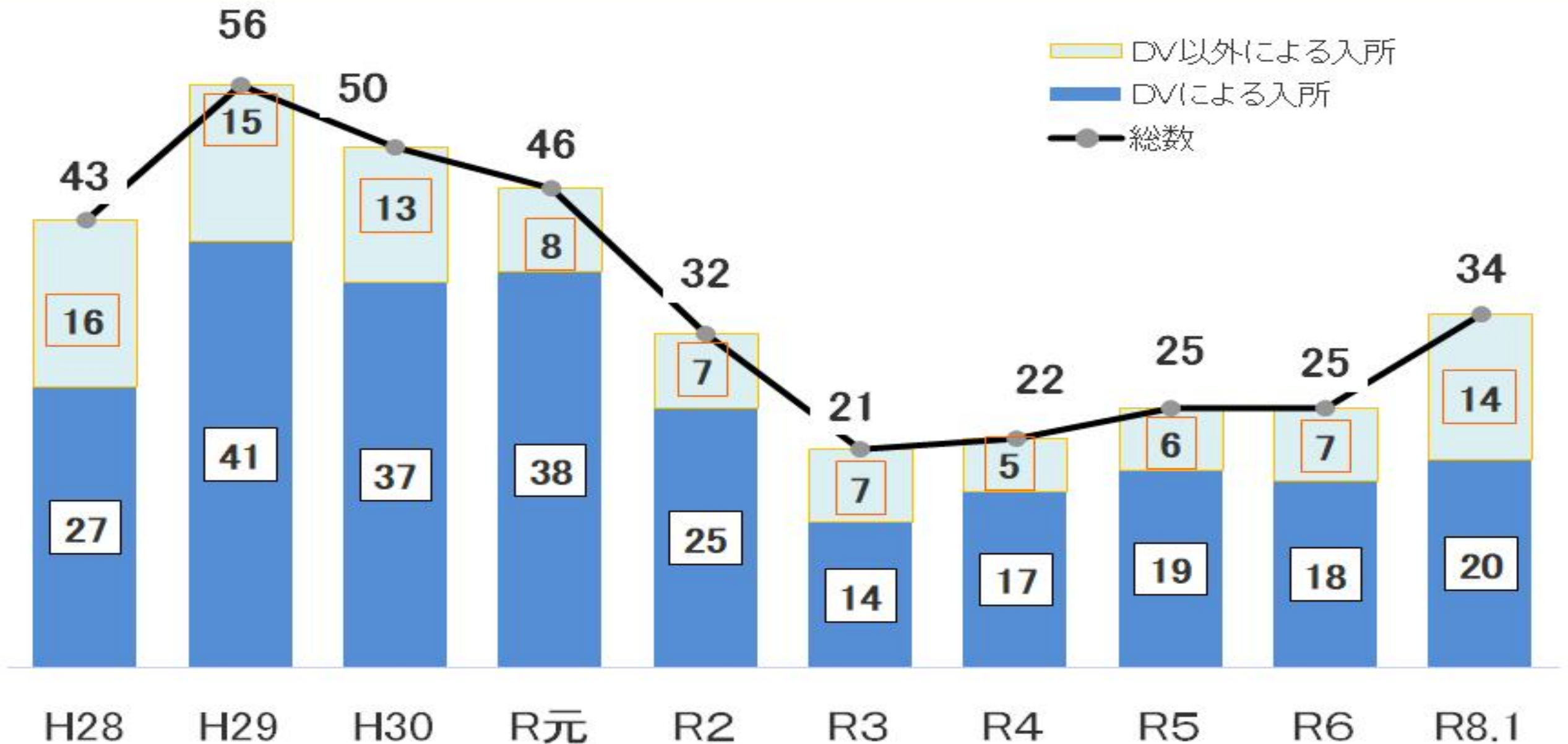
3 受け入れ・一時保護期間

- ・ 24時間受入れ可能※入所者、同伴者の状況によって、入所決定に時間を要する場合あり
- ・ 保護期間の標準は2週間程度(保護命令決定までの期間想定)、支援調整状況により継続

4 受け入れが難しいケース

- ・ 自殺企図、自傷他害行為のおそれがある
- ・ 傷病、精神障害、薬物常用等があり介護等が必要
- ・ 一人で日常生活ができない(高齢者・障害者)

一時保護件数の推移 1/2

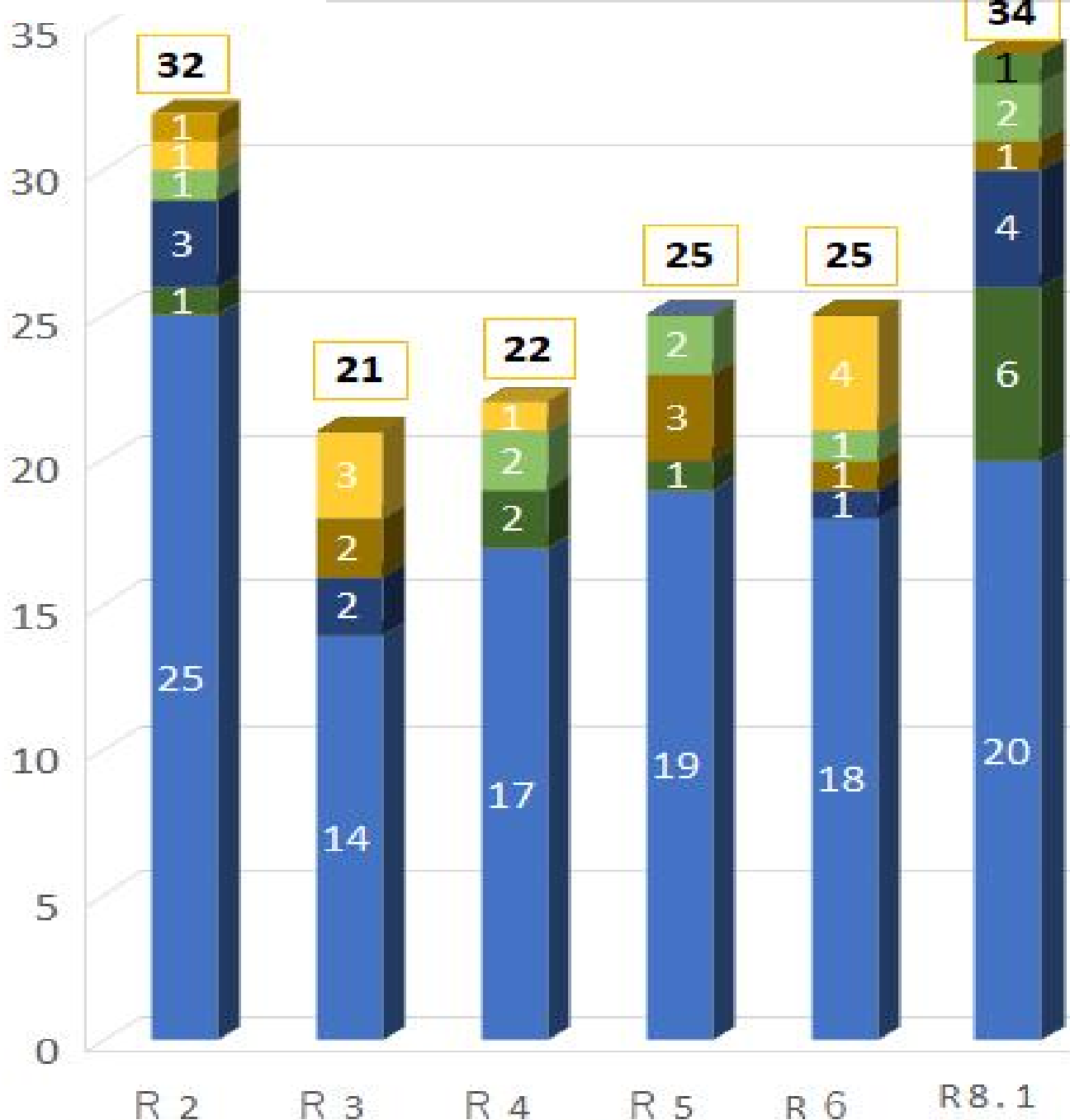


【R8年1月現在の実績】

- ・全34件のうちDV関係は20件：58.8%。例年、一時保護の6割から8割を占めている。
- ・入所経路は警察関係21件：61.8%、本人自身4件、市町村と民間支援団体各3件、その他相談機関等3件。
- ・一時保護者の同伴児は計19名：乳児1、幼児9、児童7、中学生2
- ・退所後の行き先は、女性自立支援施設9件、帰宅6件、帰郷・親類宅4件、社会福祉施設等4件、母子生活支援施設3件、アパート2件、その他2件

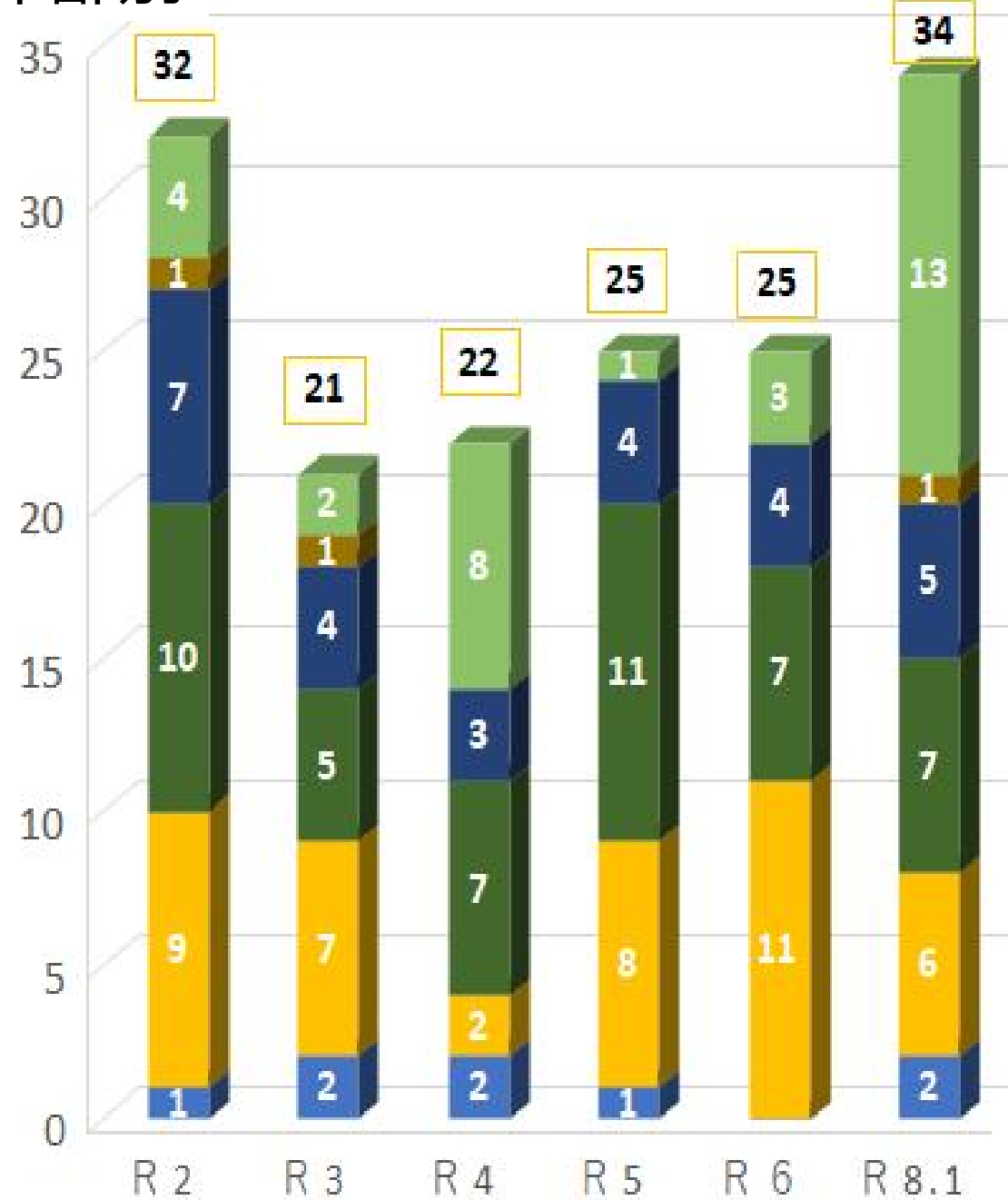
一時保護件数の推移(理由別・年齢別) 2/2

理由別



- 夫(妻)等からの暴力
- 子どもからの暴力
- 恋人からの暴力
- 家庭不和
- 夫(妻)その他
- 親からの暴力
- その他の者からの暴力
- 帰住先なし

年齢別



- 20~29歳
- 30~39歳
- 40~49歳
- 50~59歳
- 60歳以上

一時保護所退所後の状況(R8.1月:退所件数30件)

■一時保護の理由

① 夫(妻)等・同居交際相手からの暴力	20件 (58.8%)
② 子どもからの暴力	6件 (17.6%)
③ 親からの暴力	4件 (11.8%)

■一時保護所退所後

① 女性自立支援施設	9件 (30.0%)
② 母子生活支援・高齢者福祉・他の社会福祉施設	8件 (26.7%)
③ 帰宅	6件 (20.0%)
④ 帰郷(親元等)・親類宅	4件 (13.3%)
⑤ アパート・借家	2件 (6.7%)
⑥ 病院	1件 (3.3%)

【 どうして加害者のもとに帰るのか(推察) 】

- 加害者の精神的支配が解けていない
 - ・夫の暴力は、私が悪いのだから、私のせいだから
 - ・夫はかわいそうな人、私が支えてあげないと
- 子育てが大変、夫しか頼る人がいない
- 子どもには父親が必要だから
- 自立が厳しい(専業主婦だった、仕事がない、経済面から、高齢者)

しばらくして
加害者のもとに
帰る人もいます



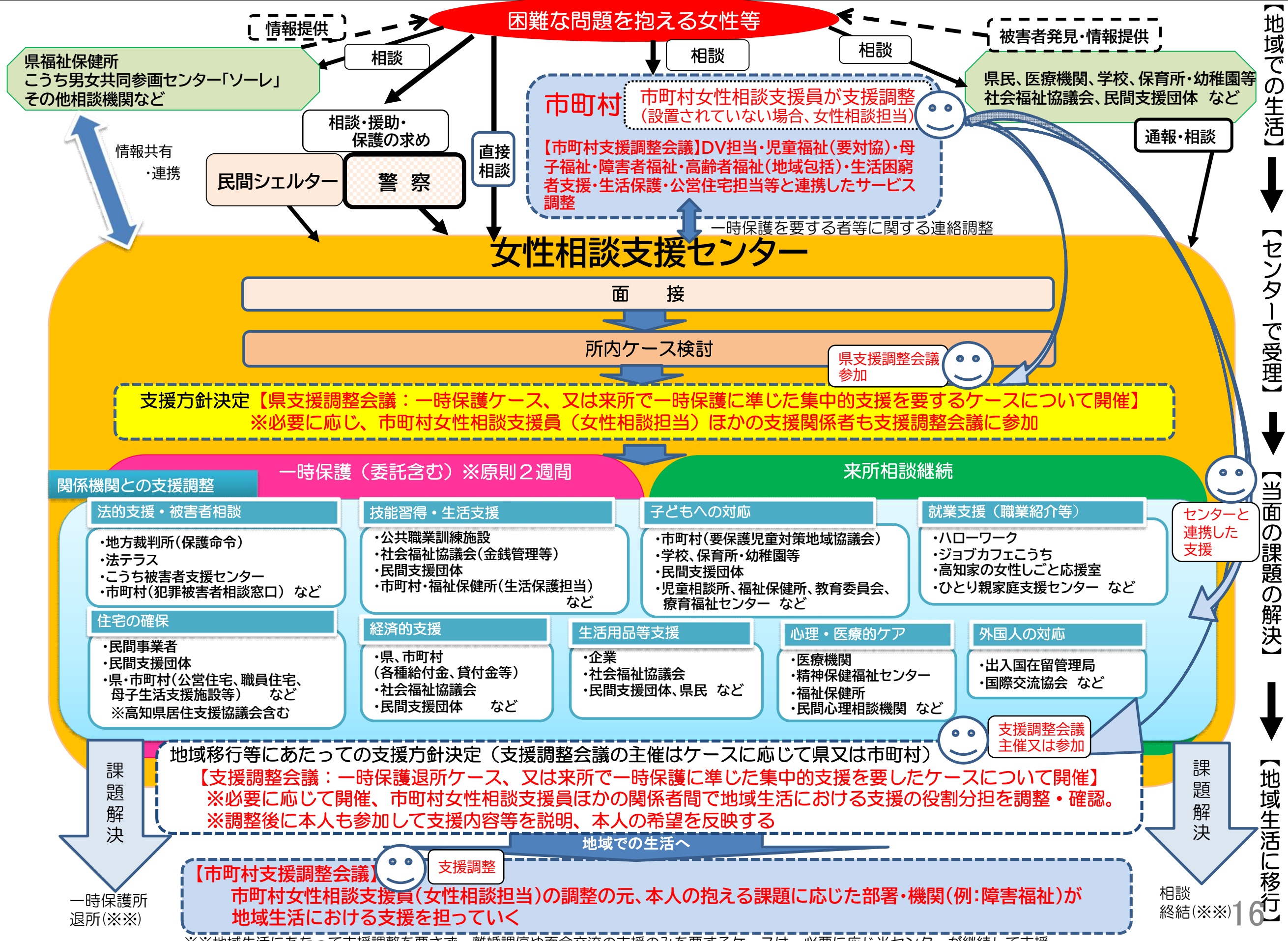
(女性)自立支援施設入所の推移(件数・年齢別・入所理由別)

単位:人

	総計	年齢別							主訴別						
		18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～74歳	夫等からの暴力	子どもからの暴力	親からの暴力	交際相手からの暴力	元彼その他の暴力	帰住先なし	その他
H26	1						1			1					
H27	2	1	1											2	
H28	7	1	2			2	1	1	4					1	2
H29	7		3	1	1		1	1	4					1	2
H30	5	3	1		1				2		3				
R元															
R2	1				1				1						
R3	2		1		1				1		1				
R4	1					1			1						
R5															
R6	9	1	3	2	2			1	4		1	1	1	2	
R8.1	12	4	1	2	4			1	6		5				1
総計	46	10	12	5	9	3	3	4	23	1	10	1	1	6	4

*令和5年度末までは県単独で設置する「自立支援施設」(売春防止法に定める婦人保護施設の位置づけなし)、令和6年度からは女性支援新法に定める「女性自立支援施設」として設置。

困難な問題を抱える女性・DV被害者への支援の流れ



※※地域生活にあたって支援調整を要さず、離婚調停や面会交流の支援のみを要するケースは、必要に応じ当センターが継続して支援